

議案第四十七号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「第三十一条の二第二項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に、「第六十二条の三第四項第十三号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表の七十一の項中「第三十一条の二第二項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同表の百六の項の次に次のように加える。

<p>百六の二 建築基準法第五十七条の四第一項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
---	--	-------------------	-----------------

別表第一の百九の四の項の次に次のように加える。

<p>百九の五 建築基準法第六十八条第一項第二号の規定に基づく建築物の高さ、同条第二項第二号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第三項第二号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>百九の六 建築基準法第六十八条第五項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>

別表第一の百二十二の項の次に次のように加える。

<p>百二十二の二 建築基準法第八十六条の八第一項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>百二十二の三 建築基準法第八十六条の八第三項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工</p>	<p>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>

事を行う場合の認定を受けた全体計画
の変更に係る認定の申請に対する審査

認定を受けた全体計画
の変更に係る認定申請
手数料

附 則

この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の六十九の項及び七十一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の一部が改正されたことに伴い、既存の建築物の二以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料等を定めるほか、租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。